

議案第1号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略
2 省略	2 省略
3 市の執行機関は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市の執行機関は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>特定個人情報</u> の提供を受ける場合は、この限りでない。
4 省略	4 省略

第十九条第八号中「別表第一の第一欄に掲げる者」を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「が」の下に「特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣」に、「同表の第四欄に掲げる事務」を「当該利用特定個人情報の」を「当該利用特定個人情報」に改め、「が」の下に「同表の第二欄に掲げる事務」を「当該利用特定個人情報」に改め、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報」として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣」に、「同表の第四欄に掲げる事務」を「当該利用特定個人情報」に改め、「同表の第二欄に掲げる事務」を「当該利用特定個人情報」に改め、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人情報」に改め、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十一条第二項中「より特定個人情報」を「より利用特定個人情報」に、「次に掲げる」を「当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認める」に、「対して特定個人情報」を「対して利用特定個人情報」に改め、同項各号を削る。

第二十二条（見出しを含む）から第二十四条までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「第二十一条第二項第一号中「別表第一に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と」を削る。

第四十四条中「第七十条第一項及び第三項（同条第四項）を「第六十条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項）に改め、第六十条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項）に改め、「第五十二条中「若しくは職員」の下に「領事官であつてこれらの人を含む。」を加える。

第五十五条中「第五十二条の三まで」の下に「及び第五十五条」を加える。

別表第一の二の二の項中「又は」を「若しくは」に改め「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の二の項の次に次のように加える。

二の二 総務大臣又は都道府県
知事
五の二 國土交通大臣
別表第一の五の項の次に次のように加える。
別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

船員法（昭和二十一年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

厚生労働大臣
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十四の項の次に次のように加える。	
十四の二 都道府県知事	母体保護法（昭和二十三年法律第二百五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の二 厚生労働大臣	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の三 司法試験委員会	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の四 都道府県教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による全国の教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による認定（同法第二条第一項第一号の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の六 都道府県知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国の通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の七 通訳案内士法第五十 九条第三項の同意を得た市町 村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十の二 厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神保健指定期の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の二 國土交通大臣	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の三 國土交通大臣	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の四 都道府県知事	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による建築物の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の五 都道府県知事	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング業の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の六 國土交通大臣	クレジット業法（昭和二十二年法律第二百三十四号）によるクレジット業の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

参考

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月九日

(抜 料)

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十八号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「による特定個人情報」を「による利用特定個人情報」に改める。

第二条第七項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に改め、同条第十四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第一項中「及び災害対策に関する分野」を「災害対策その他の行政分野」に改め、「他の行政分野及び」を削る。

第九条第一項中「別表第二」を「別表の各項」に改め、「より同表の」の下に「当該各項の」を加え、「又は一部を行う」ととされている者又は当該事務に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。)として主務省令で定めるもの(以下この項において「準法定事務」という。)を処理する者として主務省令で定めるもの(第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。)に「同表の下欄に掲げる事務」を

「同表の当該各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。同号において同じ。)」に改め、同条第三項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報」に改め、同条第六項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の四十四の五まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加える。

第十六条の二第一項中「いる者」の下に「又は戸籍の附票に記載されている者(国外転出者である者に限る。第三項において同じ。)」を加え、「発行する」を「作成する」に改め、同条第二項中「並びに個人番号カードの作成及び」を「及び送付(第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。)に関する状況並びに個人番号カードの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項を「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の四十

二前項第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の

氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(「これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。」)

第十七条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「直接に又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第二項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請(同条第三項の申請をした者に係るものと除く。)が、交付市町村長以外の市

用特定個人情報の)に「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同条第四項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

2 前項の申請は、機械に対しても、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。)を備える市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長)を経由して行うものとする。

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード(前項の申請をした者に係るもの)を除く。以下の項において同じ。)を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十七条第一項中「前条第一項の申請により、」を「前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けた」に改め、「個人番号カードを」の下に「直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して」を加え、「当該交付を行う市町村長(次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)に、「措置として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消滅している場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(「これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。」)

第十七条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「直接に又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第二項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請(同条第三項の申請をした者に係るものと除く。)が、交付市町村長以外の市用特定個人情報の)に「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同条第四項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の四十

二前条第一項の申請(同条第三項の申請をした者に係るものと除く。)が、交付市町村長以外の市

用特定個人情報の)に「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同条第四項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の四十

二前条第一項の申請(同条第三項の申請をした者に係るものと除く。)が、交付市町村長以外の市

用特定個人情報の)に「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同条第四項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の四十

二前条第一項の申請(同条第三項の申請をした者に係るものと除く。)が、交付市町村長以外の市

用特定個人情報の)に「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同条第四項中「別表

第一」を「別表の各項」に改める。

2 前項の申請は、機械に対しても、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録さ